

ⅠⅠ. 杉並区立高井戸第三小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月 4日策定

令和 7年3月31日改定

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、児童が安心して学習、その他の活動に取り組めることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として以下の基本方針を策定します。

《いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方》

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条にある通り、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの禁止】

いじめは、いじめを受けた児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為であり、すべての児童は、いじめを行ってはならない。

【いじめ問題への基本的な考え方】

- ・「いじめ」はどの学校でも、どの児童にも起こり得るものであり、他の問題よりも優先する課題である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ・いじめた児童も本校の児童であることを考慮し、適切に対応、指導する。
- ・いじめ問題に対しては、担任一人が抱え込むのではなく、組織として対処する。また、教育委員会や関係機関と連携して対応する。

Ⅰ. 本校におけるいじめ防止等に関する取組

（Ⅰ）未然に防止するための取り組み方針（未然防止）

すべての児童が、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。また、いじめを生まない、許さない学校づくりをする。そのために「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」をキーワードとし、下記のことを行う。

- ・道徳、その他すべての教科領域を通じて、規範意識の醸成や生命尊重、思いやりの心を育成する。
- ・わかる授業づくりを進める。これは、すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍するための授業改善を指す。年間3回以上の「いじめに関する授業」を実施する。4年生は3回の内、1回の授業を弁護士の先生を招いて出前授業として実施する。
- ・授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを行うことにより、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付き、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった自己有用感を獲得させていく。
- ・互いを認め合える人間関係、学校・学年・学級の風土づくりを行う。
- ・ストレスを生まない学校づくりを進める。少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育んだり他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めたりすることによってストレスをコントロールするなどの方法を学ばせていく。

- ・教師自身が、研修などを通していじめについて学び、不適切な発言や差別的な態度を決して行わないようにする。障害や発達に課題がある児童についての理解を深める。また、「いじめ対応マニュアル」を基に、いじめ問題への共通理解を図るとともに、「子どもを見つめる」等の教職員向けチェックリストを活用して、児童がいじめに遭っていないかを確認する。
- ・児童自らが、いじめについて学び主体的にいじめの防止について考える機会を設け、児童の意識及び行動変容を促すとともに、いじめ防止等に向けた実践的態度を養う。
- ・感染症はだれでもかかる可能性があることを理解させ、病気を乗り越えられるために応援したり病気を乗り越えたことをともに喜んだりする心情を育て、よりよい人間関係を築けるようにする。

（２）早期に発見するための取り組み方針（早期発見）

いじめへの迅速な対応や早期解決のためには、ささいな兆候であっても、いじめではないか等の疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、積極的に認知する。

- ・「子どもを見つめる」等のチェックリストも活用し、「表情・態度」「身体・服装」「持ち物・金銭」「言葉・行動」「遊び・友人関係」「教師との関係」に常に目を配る。
- ・年３回の「ふれあいアンケート」から児童の声を拾う。本人や保護者、周囲の児童の声にすぐ対応する。
- ・気になる変化や遊びやふざけなどのように見えるものの気になる行為があったら、SWIH（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙などに簡単にメモし、職員がいつも共有できるようにしておく。それを職員朝会で話したり校内委員会で集約したりして、必要に応じて関係者を招集し、対応を考える。
- ・普段から日記、作文、ノートや個人面談などを活用したり、保健室の様子を聞いたりということを、意識的に行っていく。
- ・気付いた情報は、担任一人で取り組むことなく、学年や校内委員会に報告し、校内全体で共有する。
- ・情報に基づき速やかに対応する。
- ・毎週金曜日、生活指導夕会を実施し、学級・学年の情報交換を密にする。

（３）早期に解決するための対応方針（早期対応）

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、関係者の協力のもと、問題の解消に向け、学校として責任をもって対応する。

- ・いじめ対策のための校内組織「学校いじめ対策委員会」がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ・いじめ行為を即刻とめる。
- ・いじめられている児童に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。
- ・いじめの訴えを誠実に受け止めるために、「話しやすい雰囲気を作る」、「先入観をもたずに聞く」、「相手の言葉をじっくり待つ」、「質問は少なく、内容を整理する程度にとどめる」、「勝手な解釈をせず、評価や批評をしない」などに留意する。被害児童が心を開けるように教師が対応する。
- ・いじめられている子供を守るために、常に注意を向け、気になることがあったらすぐその場に行くなど、徹底的に守るようにする。話を聞くときはつらさやくやしさを受け止めて言葉を返していく。「周囲にどうしてほしいのか」「心配なことは何か」などの気持ちを聞き取る。
- ・周囲の子供への聞き取りは、それぞれの子供が置かれている状況を踏まえ、一人一人の子供の気持ちに十分に配慮する。

- ・いじめている子供の心理を把握した指導をする。いじめている子供は不満や不安をもっている場合があるので、その思いを十分に聞くと同時に、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめた者は責任を負わなければならないことを理解させる。
- ・保護者に対しては、悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。事実関係を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。また、いじめ問題を児童と保護者との関係を見直す機会となるよう助言する。
- ・教師自ら自分の言動と態度についての自己評価に努め、改めるべき点をはっきりさせる。
- ・東京都の「ふれあい月間」(6月・11月・2月)等に合わせて、年間3回以上のいじめ調査を実施する。いじめの早期発見・事案対処を図るとともに、未然防止、課題の改善等につながるよう組織的に学校全体で取り組む。

(4) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応方針

第28条の重大事態「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。」が発生した場合は、教育委員会と連携して対応するとともに、校内では「**学校いじめ対策委員会**」が母体となって対応する。

- ・教育委員会へ、迅速な報告をし、連携した対応を行う。
- ・いじめに関する情報収集(調査)と時系列による記録の作成を行う。
- ・校内では、情報を共有する。
- ・学校長が中心となり、保護者への説明を行う。必要に応じて臨時保護者会等を開催する。
- ・教育委員会と連携しつつ「**学校いじめ対策委員会**」が母体となって対応策を考え、役割を分担しながら対応する。
- ・重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童やその家族に対する心のケアを最優先し、関係機関と連携を図り、SC、心理士、SSW等を派遣して対応する。

(5) いじめ解消の判断基準

- ・いじめ行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ・いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じてないこと。

2 教育委員会や関係機関との連携方針

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態発生時の対応を的確、適切にするために、教育委員会や関係機関と連携して対応する。

- ・教育委員会 SAT との連携を密にする。
- ・普段から高井戸警察のスクールサポーターと情報交換等行い、連携を密にしておく。
- ・スクールカウンセラー、**スクールソーシャルワーカー等**、教育委員会の心理や福祉の専門家と連携した対応を行う。
- ・校長、副校長、生活指導主任が中心となり、関係者との情報共有や役割分担による効果的な対応を行う。
- ・児童が安心して相談でき、いじめ問題の悩みや苦しみの解決に向けた「すぎなみ いじめ電話レスキュー」事業との連携を図る。
- ・事案によっては学校運営協議会(CS)と連携を図る。

3 いじめ防止に向けた校内組織

- ・本方針に基づき、平成26年4月より「**学校いじめ対策委員会**」を設置する。
- ・「**学校いじめ対策委員会**」のメンバーは、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、当該学級担任、関係教諭（学年・専科など）、SC、養護教諭とし、情報は全教職員が共有する。重大ないじめ事態が発生した場合は、職員会議を招集する。
- ・**学校いじめ対策委員会は月に1度定期開催し、情報交換の場とする。会議録は記録・保存を徹底する。**また、必要に応じて即時招集する。年度当初に全教職員に向けての「いじめ防止研修会」を行い意識啓発の場とする。また、「いのちの教育月間」「ふれあい月間」などにも再度意識啓発を行う。
- ・児童には随時「いじめは絶対にしてはいけない」ことを徹底させる意識啓発をする。保護者、地域に対する情報発信や意識啓発、意見聴取は、保護者会や学校評議員会、地域との交流の機会などを通して行う。
- ・個別面談や相談窓口は、保護者や児童の要望をもとに、学校長、副校長、担任、学年主任、生活指導主任が行う。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口は、生活指導主任とする。
- ・発見されたいじめ事案への対応は、「**学校いじめ対策委員会**」が中心になって行う。
- ・週に1回、生活指導夕会を実施し、いじめ案件について定期的に情報交換を行う。

4 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

- ・いじめ問題に対して校内で共通理解を図るため、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本的な方針」「本校のいじめ防止基本方針」等を熟知するようにする。
- ・いじめ問題への対応の仕方や本校の体制を確実に理解する。
- ・4月に「いじめ防止」に関する校内での研修を行い、いじめ問題の重大性を全教職員が認識する。学期に1度は自己評価チェックを行う。
- ・**年間3回以上のいじめ防止に関する校内研修を実施する。**
- ・ネット上のいじめの理解や対応の確認を行う。

5 その他

- ・「いのちの教育月間」「ふれあい月間」での教員評価や年度末などの学校評価などを生かす。
- ・地域や家庭と日頃から緊密な関係を築いていくようにする。

令和7年度 校内委員会年間計画

- 4月 いじめ防止研修会（「高井戸第三小学校いじめ防止基本方針」の共通理解）
第1回学校いじめ対策委員会（定例）
- 5月 第2回学校いじめ対策委員会（定例）
児童理解の会
- 6月 ふれあい月間、ふれあいアンケート実施
第3回学校いじめ対策委員会（定例）
- 7月 いじめ防止研修
第4回学校いじめ対策委員会（定例）
- 9月 下校指導週間（下校指導を通して、子供たちの友人関係をつかむ）
第5回学校いじめ対策委員会（定例）
- 10月 第6回学校いじめ対策委員会（定例）
- 11月 ふれあい月間、ふれあいアンケート実施
第7回学校いじめ対策委員会（定例）
- 12月 いじめ防止研修
第8回学校いじめ対策委員会（定例）
- 1月 第9回学校いじめ対策委員会（定例）
- 2月 ふれあい月間、ふれあいアンケート実施
第10回学校いじめ対策委員会（定例）
- 3月 いじめ防止研修
第11回学校いじめ対策委員会（定例）

※学校いじめ対策委員会を月に1度定期開催する。記録を残すとともに、教育委員会へ報告をする。

※毎週金曜日は生活指導夕会を実施し、情報交換の場とする。

※学期に1回（年間3回）は、道徳で「いじめ関連」の授業を行う。また、4年生を対象に弁護士の先生を招いた出前授業を1回実施する。

※「ふれあい月間」期間に、いじめ防止につながる取り組みを学級、学年で行う。